

令和3年度

浜松市ファンドサポート事業

スタートアップ等 公募要領

令和3年5月

浜松市 産業部 スタートアップ推進課

目次

1	ファンドサポート事業の概要	2
1-1	目的	2
1-2	スタートアップ等に対する事業化支援の仕組み	2
2	交付対象事業者の要件	4
2-1	交付対象事業者の要件	4
3	交付対象事業の要件	5
3-1	交付対象事業の概要	5
4	交付対象費目の要件	7
4-1	交付対象費目	7
5	応募の手順と審査のプロセス	8
5-1	応募手順	8
5-2	審査のプロセス	8
5-3	審査結果の通知	10
5-4	審査結果の公表	10
6	交付金の交付	10
6-1	交付金の支払い	10
6-2	交付金の交付に際しての遵守事項	11
7	支援期間と支援期間終了後の対応	12
7-1	ハンズオン支援	12
7-2	財務管理体制の強化	12
7-3	支援期間終了後の対応	12
8	交付決定の取り消し、その他注意事項	14
8-1	交付決定の取り消し	14
8-2	認定事業で得られた成果の取り扱い	15
8-3	取得財産の管理	15
8-4	認定資格の喪失等	15
9	応募の手続き等	17
9-1	応募方法	17
9-2	提出方法	18
9-3	応募に関する注意	19
9-4	応募受付期間	19
10	参考	19
11	問い合わせ先	19

浜松市は、スタートアップ等に対して投資を行うベンチャーキャピタルおよびシードアクセラレータ等(以下「VC等」という。)の市内スタートアップ等に対する投資及び支援活動を促進し、またその知見および支援機能を活用しながら、スタートアップ等に対する事業化を支援するため、令和3年度「浜松市ファンドサポート事業」を実施しています。

本公募要領では、浜松市がVC等と協調支援するスタートアップ等の募集を行います。本事業への参加を希望されるスタートアップ等は、本公募要領に従いご応募ください。

1. ファンドサポート事業の概要

1-1. 目的

浜松市では、スタートアップ等の多くが資金調達の悩みを抱えており、特に、起業の初期段階における活動に必要な資金の調達に課題があります。

そこで本事業では、急成長を目指す浜松市内のスタートアップ等が、必要とする資金を、豊富な経験と確かな見識を有するVC等の投資活動と協調して支援するとともに、スタートアップの経営基盤の強化や財務管理体制の整備についても支援していきます。

また、本事業を通して、市外からスタートアップを誘致し、浜松市のものづくり企業の技術と、スタートアップの革新的技術を融合させ、新たなイノベーションの連鎖を生み出すことで、本市経済の活性化をけん引する新しい産業の創出を期待しています。

本事業を契機として、浜松市にスタートアップが集積、成長する環境が整うことで、次々と新たなスタートアップが生まれるエコシステムの確立を目指します。

1-2. スタートアップ等に対する事業化支援の仕組み

(1)VC等と浜松市によるスタートアップ等の協調支援の概要

本事業は、前項で述べた浜松市内のスタートアップ等(以下「事業者」という。)の成長を支援します。交付金の交付対象となる事業者は、浜松市が認定したVC等(以下「認定VC」という。)から令和3年4月1日から令和3年9月30日までに投資実行(着金)を受ける事業者です。交付対象事業については、「3. 交付対象事業の要件」をご参照ください。交付金の交付額は、予算の範囲内を前提条件とし、次の3つの基準を設け、そのいずれか低いものを超えない金額を交付額の上限とします。

- ① 認定VCから本年度中に受けた投資額
- ② 浜松市が独自に設ける1件あたりの上限金額(健康・医療関連事業において最大7,000万円、その他事業において最大5,000万円)
- ③ 交付対象経費の10分の10(100%)

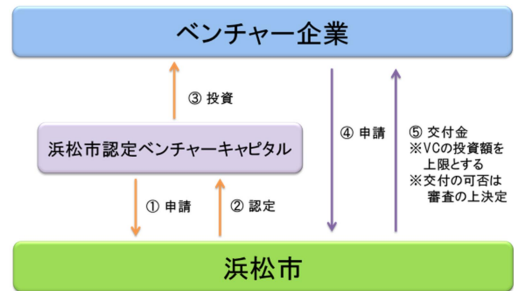


図1 本事業のスキーム概要

※なお、以下は当事業の対象外とします。

- ・転換型新株予約権付社債による資金調達している場合
- ・現金対価取得請求権のついた投資を受けている場合
- ・J-KISS(投資)は申請可

<スケジュール>

スタートアップの公募について

時期	内容
令和3年5月26日(水)	(スタートアップの)公募開始
9月30日(木)	公募締切
10月中旬	採択審査会
10月下旬	認定事業者公表
11月1日以降	交付金交付

2. 交付対象事業者の要件

2-1. 交付対象事業者の要件

認定VCから「浜松市ファンドサポート事業費交付金交付申請書」における申請額と同額以上の投資を令和3年4月1日以降に受けている、又は令和3年9月30日までに投資される事業者で、①～⑦のすべての要件を満たす者が対象です。

- ① 国内に事務所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者)であって、みなし大企業に該当しないこと。(法人を設立準備中の者は、交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、交付金の交付までに日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。)

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業

- ② 浜松市内に住所または事務所を有すること。もしくは浜松市内に事務所を置き、新たに浜松市内において認定事業を実施しようとする事業者であること。(登記必要)
- ③ 認定VCからの出資又は出資意向確認書を受けていること。
- ④ 市区町村税を完納していること。
- ⑤ 令和3年度において、浜松市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
(同種の補助金例: 浜松市新産業創出事業費補助金等)
- ⑥ 令和元年度、令和2年度に浜松市ファンドサポート事業費交付金を受けていないこと。
- ⑦ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人に該当しないこと。

3. 交付対象事業の要件

3-1. 交付対象事業の概要

- 事業期間 : 事業開始(令和3年4月～令和3年9月)から2年以内
- 交 付 額 : 交付額について、以下の3つの基準を設け、そのいずれか低いものを超えない金額を交付額の上限とする。
 - ① 認定VCから令和3年4月～令和3年9月に受けた投資額
 - ② 本市が独自に設けた1件あたりの上限金額
 - ・ 健康・医療関連事業7,000万円まで
 - ・ それ以外の分野5,000万円まで
 - ③ 交付対象経費の10分の10(100%)
(内容は「4. 交付対象費目の要件」参照)
- ※ 千円未満の端数は切り捨て。
- ※ 令和3年度予算額210百万円の範囲内で、総合的な判断のもと採択企業への交付額を決定します。
- ※ 審査の結果、交付金交付額が交付申請額以下となる可能性があります。
- 対象分野 : 表1(成長6分野)のいずれかに該当する分野であること。
申請された事業が表2に掲げるいずれかの項目に該当する場合は、対象とはなりません。
- 対象事業 : 浜松市が、「はままつ産業イノベーション構想」の中で位置づけた「成長6分野」に関連性があるものとします。
 - ※ 「成長6分野」については表1を参照ください。
 - ※ 浜松市をこれまで支えてきた高度なものづくりの技術に基づく新しい部品や機器・製品の創出のみならず、発展著しい情報通信技術(ICT)を活用した新しいサービスの創出も対象に含めます。また、新しい顧客価値の創出に向けた意欲的な試みも対象とします。
 - ※ 令和3年度浜松市新産業創出事業費補助金と令和3年度第1回浜松市ファンドサポート事業交付金には併願申請できません。
 - ※ なお、以下は当事業の対象外とします。
 - ・ 転換型新株予約権付社債による資金調達している場合
 - ・ 現金対価取得請求権のついた投資を受けている場合

【表1】

分野名	
次世代輸送用機器関連分野	光・電子関連分野
健康・医療関連分野	環境・エネルギー関連分野
新農業関連分野	デジタルネットワーク・コンテンツ関連分野

※ 申請事業の該当分野が不明な場合は、事務局までご相談ください。

【表2】

認定事業の対象外とする事業
特定の政治、宗教、選挙活動又は営利目的とする事業
公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
他の法令に抵触する事業又は、業務上必要な許可等が取得できない事業
調査・研究のみの事業
ハード事業（建物、道路、その他構築物等の建設を目的とした事業。）ただし、ソフト事業に付随するハード整備のうち市長が必要と認めるものについては除く。
イベント開催のみの事業

※不明点がある場合は、事務局にご相談ください。

4. 交付対象費目の要件

4-1. 交付金対象費目

交付金の対象となる費目は、交付対象事業の事業開発及び研究開発に関連し、認定事業者の事業の成長と発展に資すると認められる以下の費用です。

対象費目に関して判断に迷う場合は、事前に事務局までご相談ください。

売上原価・製造原価	仕入代金、材料費、外注費、労務費、経費
販売費及び一般管理費	人件費、消耗品費、旅費、研究開発費、その他経費
その他固定資産取得費等	土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、改造修理費

- 交付対象費目として認められない経費(一例)
 - 交際費・食料費・寄付金・賠償金・投資金・出資金・借入金の返済・配当 等
 - ※あくまでも一例です。判断に迷う場合は事前に事務局にご相談ください。
- 交付金対象費目・支出に関する注意事項
 - ・ 支払を証明することができないもの、事業との関連を説明できないものは対象外経費です。
 - ・ 固定資産の取得自体が事業活動の中心となるものは対象外となります。
 - ・ 不適切な支出が発覚した場合、交付金返還対象となる可能性があります。
 - ・ 交付対象経費の支出は、成果目標達成のための最も安価かつ効果的なものであって、一般的に考え過度な支出は認められません。

5. 応募手順と審査プロセス

5-1. 応募手順

交付金を受けるには、所定の期間内に認定VCから投資を受ける必要があります。
認定VCは以下のとおりです。

(1) 令和3年4月1日以降に、認定VCから既に投資が実行された事業者
→ 「9. 応募の手続き等」に定める方法で応募を行ってください。

(2) 令和3年9月30日までに、認定VCから投資が実行される事業者
→ (1)と同様に応募を行ってください。

その際、「出資意向確認書」に認定VCからの署名捺印をいただき、投資契約書(写し可)または投資契約に係る全ての書類(写し可)と一緒に応募書類に添付してください。なお、投資が実行されましたら速やかに「投資報告書」を提出してください。投資額を証明する書類及び事業計画書も併せて添付してください。

※ただし、令和3年9月30日までに認定VCからの投資が受けられなかった場合には、採択されていたとしても「2. 交付対象事業者の要件」に適合しないと判断し、その採択を取り消します。

令和元年度、令和2年度認定VCは、浜松市スタートアップ進出・成長応援サイト「HAMACT!!」をご覧ください。

■トップページURL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamact/index.html>

※令和3年度認定VCは、9月上旬に公表予定。

5-2. 審査のプロセス

書類審査の後、プレゼンテーション審査を経て、最終的に浜松市が総合的な判断のもと交付対象事業者を決定します。

(1) 書類審査(一次審査)

応募内容が、前述した「2. 交付対象事業者の要件」「3. 交付対象事業の要件」「4. 交付対象費目の要件」に該当しているかを審査します。応募適格性がないと判断された事業者については、審査委員会の審査の対象となりませんので、ご注意ください。

(2) プレゼンテーション審査(二次審査)

①「浜松市ファンドサポート事業」交付対象事業採択に係る審査委員会

一次審査の後、有識者で構成する「審査委員会」による審査を実施します。審査委員会では、プレゼンテーション審査を実施し、その結果を採択者決定の判断基準としていきます。

詳細については、後日、応募事業者へご説明します。

② 審査項目

(ア) 事業構想の完成度と実現可能性

- 顧客のニーズやペインを具体的に把握しており、それに対応したビジネスとなっているか。
- 顧客に対する市場規模は広がりがあり、事業の成長性や収益性があるビジネスか。
- 新規性のある事業アイデアやユニークな技術シーズが盛り込まれ、競合優位性があるか。
- 事業実現可能な知見・経験値・トラクションがあり、認定事業期間終了後概ね3年以内(事業開始から5年以内)に事業化が達成・進展される可能性が高いか。
- 経営者、マネジメントチームや実施体制が、事業推進成功を期待できるか。
- 予想される事業リスク(市場変動、技術革新等)への対策が適切か。

(イ) 地域貢献

- 本市の様々な資源(ヒト・モノ・技術等)を経営に積極的に活かすなど、本市を牽引する思いがあるか。
- 本市経済に対し積極的なインパクト(新産業や新市場の創出、新規雇用創出、地元中小企業との連携等)が将来において期待し得るか。

(ウ) 交付金の使途と妥当性

- 事業計画実現のために本交付金が必要か。

(3) 特記事項

- 審査委員が応募案件と何らかの利害関係があると浜松市が判断した場合、当該応募案件の審査から当該審査委員を除外します。
- 審査は非公開で行われます。審査内容に係わるお問い合わせに対しては浜松市は一切応じられませんので、ご了承ください。

- 応募当事者並びにその関係者による審査委員への個別説明等の活動は直接間接問わず一切禁止します。万一、当該活動が判明した場合は、当該応募案件の審査対象からの除外、採択された場合は採択の取り消し等、浜松市において必要な措置を講じます。
- 認定審査会は令和3年10月中旬を予定しています。

5-3. 審査結果の通知

- 採択された事業者(以下、認定事業者)への結果通知の時期は、採択決定後速やかに行います。
- 審査結果の通知方法は、書面にて申請者宛通知します。
- 審査の内容によっては、実施内容や交付対象経費範囲を変更することが採択の条件となる場合があります。そのような変更を伴う当該「条件」に対し応募事業者において不服がある場合は、応募そのものを取り下げることができます。
- 認定事業者について、採択の条件等がある場合は応募内容を条件に沿って修正するなど必要な調整を行ったのち、速やかに浜松市から認定事業者に対し交付決定を通知します。
- 交付金額は、予算規模や採択される案件の数等総合的に勘案し、浜松市が決定します。
- 不採択の場合も、評価結果を添えて、応募事業者に対し書面にて通知します。
- 採択後、令和3年9月30日までに認定VCからの投資が受けられなかった場合には、「2. 交付対象事業者の要件」に適合しないと判断し、採択を取り消します。

5-4. 審査結果の公表

認定事業者については、令和3年10月下旬を目安に、事業者名や事業の概要等を公表します。

6. 交付金の交付

6-1. 交付金の支払い

認定事業者に対する交付金は、所定の手続きを経て、速やかに全額交付します。ただし、市内に事務所の登記がなされ、かつ認定VCからの投資が実行されたことを必ず確認させていただきます。

認定事業者は、法令の定め並びに交付金の主旨、交付決定の内容やこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって認定事業を行うとともに、他の用途へ使用してはなりません。なお、認定事業者が遵守すべきことに違反があった場合は、浜松市は交付決定の取り消し等含む適切な措置をとります。

6-2. 交付金の交付に際しての遵守事項

認定事業者は以下の項目を遵守してください。違反があった場合は、浜松市は交付決定の取り消し等含む適切な措置をとる場合があります。

1. 交付金交付決定後、速やかに事業に着手すること。
2. 交付金は、申請書に記載した事業(以下「認定事業」という)以外の目的に一切使用しないこと。
3. 交付金を財源に新たに取得又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもってこれを管理すること。また、認定事業者の他の事業の担保等に供することを禁止する。
4. 認定事業に関わる経理と他の経理と明確に区別すること。
※交付金管理専用口座(新規口座開設、既存の0円口座の使用など)のご用意をお勧めします。また、資金の流れがわかる証拠資料(請求書、領収書等)をきちんと保管いただき、経理指導及び検査の際に内容についてご説明いただく場合があります。
5. 認定事業の内容の変更をしようとする場合には、速やかに浜松市に報告し、必要に応じて変更申請をすること。
<承認が必要な場合>
 - ① 費目内で新規に200万円以上を計上する場合
 - ② 交付金総額の20%以上を変更する場合
6. 認定事業が、申請した期間内に完了しない、又はその期間内の遂行が困難となった場合は、速やかに浜松市に報告し、協議すること。
7. 事業環境の大幅な変化等により、認定事業を計画の途中段階で中止、又は廃止の判断に至った場合は、速やかに浜松市に報告し、当該事業の中止または廃止に関し承認を得ること。交付金の扱いについても浜松市と協議し合意すること。
8. 交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は、毎年度「実績報告書」を浜松市に提出すること。ただし、認定事業者の状況や認定事業の進捗状況を考慮し、浜松市が「実績報告書」の提出を免除することもあります。
9. 支援終了時、認定事業に係る「事業終了報告書」並びに「事業収支報告書」を提出すること。

10. 支援終了時、未使用の交付金がある場合は、市に返納すること。
11. 認定事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は保管すること。
12. 市税の滞納をしないこと。

7. 支援期間と支援期間終了後の対応

採択公表後、浜松市は、認定事業者が申請書類に記載した事業期間を基に、改めて、事業開始後2年間を限度とした事業期間(以下、「支援期間」)を定め、認定事業者に通知します。

7-1. ハンズオン支援

支援期間において、認定事業の進捗確認及び事業者の成長を支援するため、認定事業者に対して定期モニタリング及びハンズオン支援を行ってまいります。具体的には、事業者の成長ステージに合わせ、メンタリングやセミナー、キーパーソンの紹介など、様々な支援メニューを用意しています。詳細については採択時に説明します。

7-2. 財務管理体制の強化

交付金は公金であるため、適切な費用の管理が求められます。そのため、支援期間において、認定事業者に対して、適切な資金の使用と事業者の財務管理体制の強化を目的に、適時の経理指導と定期的な検査を以下のとおり実施します。

- ◆ 経理指導(適切な費用計上について財務管理アドバイザーが適時指導します)
- ◆ 中間検査(中間検査は状況に応じて回数を増やす場合があります)
- ◆ 最終検査(最終検査時、経費及び成果報告書を確認し交付金が適正に使われているかを検査します)

認定事業終了時の最終検査において未使用の交付金がある場合は、当該部分は市に返納していただきます。また検査の過程で不正や不適切な支出、経費管理等が判明した場合は、認定事業の中止も含め、浜松市において適切な措置を講じることとなります。検査回数については、必要に応じ変更する可能性がありますのでご注意ください。

7-3. 支援期間終了後の対応

- (1) 支援期間終了後概ね3ヶ月後を目安に、本事業を通じ提供した支援の成果や認定事業者におけるその後の取り組み等を確認するため、『「浜松市ファンドサポート事業」認定事業終了事業者評価委員会』を開催します。

認定事業者にはプレゼンテーションを行っていただきます。

- (2) (1)で説明された取り組みを継続的にフォローしていく目的で、浜松市は認定事業者に対し、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は継続的に協議することを求めます。
- (3) 交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年を経過した時点で、本ファンドサポート事業による支援の結果として、認定事業者が、支援期間終了後に安定的・持続的に収益を生み出す状態に転換した場合、浜松市としては認定事業者に対し、本事業を通じ提供した支援の相応の対応として、浜松市内の企業への投資または浜松市への寄附等をお願いさせていただきますのであらかじめご承知おきください。投資または寄附の額については、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年目の営業利益の5%が目安で、交付金交付確定額を上限とします。実施のタイミングについては継続的に協議させていただきたいと考えます。

8. 交付決定の取り消し、その他注意事項

認定事業者は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は、浜松市に事業所等を置く必要があります。認定事業者に違反があった場合は、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとします。

8-1. 交付決定の取り消し

認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとします。以下の規定は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間においても適用があります。

1. 交付金を他の用途に使用をしたとき。
2. 認定事業に関して、不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
3. 認定事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められた場合において、市からの是正指示に従わなかったとき。
4. 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
5. 認定事業者が法人格を失ったとき、又は解散したとき。
6. 認定事業の中止又は廃止の申請をしたとき。
7. 認定事業者が市の求める認定事業の実施状況などの実地調査に応じなかったとき。
8. 認定事業者が市の求める交付金の使途及び帳簿等の実地検査に応じなかったとき。
9. 市内事務所を休止又は廃止したとき。
10. 上記のほか、交付金を交付することが不相当であると市長が認めたとき。

《交付金の返還を求める具体例》

① 市外への転出

認定事業者がその住所または事務所を浜松市内から市外に移した場合においては、【8-1 交付決定の取り消し】の9にあたり、浜松市は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただくよう求めます。

② M&A、事業譲渡

認定事業者が会社全体を売却または対象事業を他社に事業譲渡かつ【8-1 交付決定の取り消し】の9にもあたる場合には、認定事業者の地位を放棄したものとみなし、浜松市は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返

還していただくよう求めます。

※①、②のほか、交付金を交付することが不相当であると市長が認めるときには浜松市は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただくよう求めます。

8-2. 支援で得られた成果の取り扱い

- (1) 認定事業者が、支援の成果、実用化・製品化に関し何らかの対外発表または公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する場合は、浜松市に対して実施内容を事前に報告してください。
- (2) 記者会見又は報道発表については、公開の3週間前に報告してください。
- (3) 事前報告の態様は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知も可能です。浜松市からの受領の連絡をもって事前報告義務は履行されたものとします。
- (4) 公開内容について、認定事業者は浜松市と内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。

8-3. 取得財産の管理

- (1) 本事業における取得財産の所有権は認定事業者にあります。これを処分しようとする時は、あらかじめ浜松市の承認を受ける必要があります。認定事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、認定事業者は、認定事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は当該資産を交付金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を目的外使用することにより収入金があった時は、浜松市の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。
- (2) 認定事業者は、認定事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、浜松市に届出書を提出する必要があります。
- (3) 本交付金で取得した固定資産等は、圧縮記帳を適用することが可能です。

8-4. 認定資格の喪失等

支援期間中に、当該事業者が投資を受けた認定VCが認定を取り消し、又は更新し

なかった場合は、認定 VC の認定が執行された時点を以て当該認定事業は終了とし、それまでに得られた成果に対して、速やかに成果報告書を作成いただきます。最終検査を実施した上で、認められた経費のみを対象経費とします。未使用の交付金があった場合にはその分を返還していただきます。なお、認定VCの認定資格失効に伴い生じる認定事業者側に発生する何らかの損害等については、浜松市は一切その責めを負いません。

9. 応募の手続き等

9-1. 応募方法

下記の様式により交付申請書一式を申請書類送付先に提出してください。

1. 申請書は、次の4つの項目より構成されます。

申請書	項目1	表紙	左記項目1～4、一括りで『申請書』となります。
	項目2	申請者の概要	
	項目3	事業提案書	
	項目4	利害関係の確認について	

※用紙は、A4版を利用し、左綴じにしてください。

※申請書の下中央にページを入れてください。

2. 追加書類1～4、別紙1～7を上記『申請書』に添付してください。

追加書類	1	投資契約書(写し可) または 投資契約に係る全ての書類
	2	会社定款および登記事項証明書(写し可)
	3	決算関係書類(直近3期分)
	4	市区町村税の納税証明書(未納がないことを証する書類)※市外企業のみ

別紙	1	申請書類チェックリスト
	2	申請書類受理票
	3	拠点進出に関する誓約書 ※申請時点において、申請者が浜松市内に事務所を有しない場合に限る
	4	市税納付・納入確認同意書
	5	認定VCから投資を受けていることが分かるもの(例、通帳の表紙と振込金額部分のコピー等) ただし、これから投資を受ける場合には認定VCによる投資出資意向確認書
	6	スタートアップ等の評価及びハンズオン計画
	7	暴力団排除に関する誓約書

※様式データは、浜松市公式ホームページに公開されたものをご活用ください。

※追加書類及び別紙は、申請書と一緒に綴じないでください。

※申請書は日本語で記載してください。

※必要に応じて、文中に図表や画像等を貼付していただいても構いません。

※必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

9-2. 提出方法

交付申請書一式の提出については Bizストレージファイルシェアへの電子ファイルのアップロードによる受付とさせていただきます。交付申請書一式をスキャナー等で電子化したファイルをアップロードしていただくとともに、原本を書留扱いで郵送してください。申請受付期間内にアップロードしていただく必要がありますが、原本は申請受付期間内に必着とはいたしません。

■メール送付先

浜松市 産業部 スタートアップ推進課 浜松市ファンドサポート事業担当

E-mail: vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

■提出の手順

- ① 交付申請書一式を提出する旨のメールを **令和3年9月30日(木)12時までにお送りください。**
- ② 送付いただいたメールアドレスに宛に、担当からメールが2通送られてきます。
1通目 件名:【浜松市スタートアップ推進課】データ送信のお願い
Bizストレージファイルシェアのリンク
2通目 件名:【浜松市スタートアップ推進課】パスワード
Bizストレージファイルシェアのパスワード
- ③ 1通目のメールのリンクを開き、2通目のパスワードを入力し、《Login》をクリックしてください。
- ④ ファイルをドラッグ & ドロップすると直ちにアップロードされます。
※令和3年9月30日(木)17時までには交付申請書類一式をアップロードしてください。
- ⑤ 原本は **書留扱い**とし、以下の住所へ郵送してください。
《郵送先》
〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町103-2
浜松市 産業部 スタートアップ推進課 浜松市ファンドサポート事業担当宛
※「申請書在中」と朱書きのこと

9-3. 応募に関する注意

(1) 一般的注意

- 申請書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきますのでご注意ください。
- 提出された申請書類等は返却しませんのでご了承ください。

(2) 秘密の保持

申請書一式は本事業の交付金交付申請に係る審査のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報、法令等に基づく場合の提供を除き、交付金交付申請に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。

(3) 申請書の記入言語

申請書は日本語で記載してください。

9-4. 申請受付期間

申請書の受付期間は次のとおりです。

令和3年5月26日(水)～令和3年9月30日(木)

※受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。

10. 参考

令和元年度及び令和2年で採択した事業者につきましては、浜松市スタートアップ進出・成長応援サイト「HAMACT!!」をご覧ください。

■トップページURL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamact/index.html>

11. 問い合わせ先

(浜松市ファンドサポート事業事務局)

浜松市 産業部 スタートアップ推進課 担当者:中田、大村

E-mail: vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp